

県南広域振興局長告示第155号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成21年10月30日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1（1）名称 花巻市東和町土沢休猟区

（2）区域 花巻市地内の国道283号と花巻市と遠野市の境界との交点を起点とし、起点から国道283号を西に進み市道駅前八日市場線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道八日市場新地線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道新地平山線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道平山線との交点に至り、同点から同市道を東に進み花巻市と遠野市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

2（1）名称 遠野市大洞・大出休猟区

（2）区域 遠野市地内の市道土淵達首部線と市道桑原大出線との交点を起点とし、起点から市道土淵達首部線を西に進み民有林48、49及び50林班並びに国有林岩手南部森林管理署遠野支署361、365、366、102及び101林班と国有林岩手南部森林管理署313、314、315、316、327、331、332、333、334、335及び340林班並びに民有林1017林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み遠野市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み早池峰国定公園の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道大出笹森大野平線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道桑原大出線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

3（1）名称 北上市横川目休猟区

（2）区域 北上市地内の主要地方道花巻衣川線と尻平川右岸との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を西に進みさらに南に進み市道第6013883号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第6013052号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013053号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013054号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道第6001031号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第6013051号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み菱内林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み国有林岩手南部森林管理署1503林班と1502林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林岩手南部森林管理署1503林班と1406林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林岩手南部森林管理署1503林班と1407林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み北上市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み尻平川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

4（1）名称 西和賀町当楽休猟区

（2）区域 和賀郡西和賀町地内の国道107号と和賀郡西和賀町と北上市の境界との交点を起点とし、起点から国道107号を西に進み大石沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を北東に進み後口山国有林岩手南部森林管理署1011林班と民有林180林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み後口山国有林岩手南部森林管理署1011、1005及び1004林班と後口山国有林岩手南部森林管理署1013、1012、1014林班及び川尻国有林岩手南部森林管理署1021、1020林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに北に進み和賀郡西和賀町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

5（1）名称 西和賀町貝沢休猟区

（2）区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道山伏線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南西に進み大荒沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み民有地と大荒沢山国有林岩手南部森林管理署1218林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み長橋国有林岩手南部森林管理署1116、1115及び1114林班と大荒沢山国有

林岩手南部森林管理署1218林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み長橋国有林岩手南部森林管理署1114及び1113林班と大荒沢山国有林岩手南部森林管理署1219林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み和賀郡西和賀町と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南東に進み町道山伏線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

6(1) 名称 一関市槻木平休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道342号と主要地方道栗駒衣川線との交点を起点とし、起点から国道342号を北西に進み民有林265、266及び267林班と国有林岩手南部森林管理署247、251及び255林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み一関市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

7(1) 名称 一関市萩荘南休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道4号と市道耕整3号線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み市道岩ヶ崎川台線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道川台線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み送電線との交点に至り、同点から同送電線を南に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国道457号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道江川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道耕整3号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

8(1) 名称 一関市滝沢休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道284号と北上川右岸との交点を起点とし、起点から国道284号を西に進み市道真滝中央線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道弥栄線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

9(1) 名称 一関市日形・永井休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道342号と岩手県と宮城県の境界との交点を起点とし、起点から国道342号を北西に進み市道矢ノ目石畳3号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み金流川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道吉田照盛線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道館ヶ崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道田野沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道開拓第一路線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み主要地方道花泉藤沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進みさらに南東に進み一般県道白崖弥栄線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進みさらに南に進み金流川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

10(1) 名称 一関市大東町前田野休猟区

(2) 区域 一関市地内の主要地方道江刺室根線と市道山吹線との交点を起点とし、起点から主要地方道江刺室根線を北に進み市道大原中川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み林道中川清水第1支線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道清水沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道大原中田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道大原世田米線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道川内長泉寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道川内本線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道西山笠置線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに西に進み市道山吹線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで

11(1) 名称 一関市笹森山休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道284号と市道本町天王前線との交点を起点とし、起点から国道284号を東に進みさらに南に進みさらに東に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み市道千厩新月東線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道荒谷線との交点に至り、同点から同市道を東に進み林道浅日線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み林道走沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進みさらに北東に進み市道本町天王前線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道宝下線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道本町天王前線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成23年10月31日まで